

**「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案」  
に対する意見の募集(パブリックコメント)の実施結果について**

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案」に対する意見の募集(パブリックコメント)を、2014年10月14日(火)から11月12日(水)まで実施した。意見提出のあった個人・団体の数は30であり、のべ意見数は128件であった。その内訳については次の通り。

**1. 意見提出者数の内訳**

メール	24
郵送	0
FAX	6
合計	30

**2. 項目別の意見件数**

	件数
1 指定管理鳥獣	2
2 許可を受けなければならない捕獲等の目的(規則第五条)	8
3 国指定鳥獣保護区における指定管理鳥獣捕獲等事業の結果の報告	0
4 国の機関による指定管理鳥獣捕獲等事業の実施	1
5 指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとする国の機関の確認	0
6 国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業の結果の通知	0
7 指定管理鳥獣捕獲等事業を委託することができる者	3
8 指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣の放置が認められる場合	7
9 夜間銃猟に係る確認等	3
10 鳥獣捕獲等事業の認定の申請	14
11 認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業者における事業管理責任者の選任	1
12 法第十八条の五第一項第一号の環境省令で定める基準等	24
13 法第十八条の五第一項第二号の環境省令で定める基準等	12
14 法第十八条の五第一項第三号の環境省令で定める基準等	14
15 法第十八条の五第一項第四号に規定する研修	4
16 法第十八条の五第一項第五号の環境省令で定める基準	22
17 認定証の様式	0
18 変更の認定を要しない軽微な変更	1
19 変更の認定を要しない軽微な変更の届出	0
20 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可の申請等	2
21 狩猟免許の申請等(施行規則第四十八条及び五十八条)	3
22 狩猟について必要な適性の確認方法	0
23 指定管理鳥獣捕獲等事業を国立公園又は国定公園内で実施する場合の自然公園法に基づく許可について(自然公園法施行規則第十二条及び第十三条)	0
24 省令の見直しに係る検討について(附則)	1
全体・その他	1
認定鳥獣捕獲等事業者制度全体	5
<b>合計</b>	<b>128</b>

NO	省令番号	意見の概要	意見数	回答
1	1	イノシシ及びニホンジカを指定管理鳥獣にすることに反対する。問題解決のために「管理」以外の方途がなく、かつ、「管理」により地域個体群の絶滅や生物多様性の劣化が起こる可能性がないことが根拠が不十分。	1	指定管理鳥獣をニホンジカ及びイノシシとした理由については、パブリックコメント資料の（参考）に記載した通りです。 なお、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（平成26年環境省告示第133号。以下「基本指針」という。）において、「指定管理鳥獣の管理に当たっては、地域個体群の存続には配慮しつつも、必要な捕獲等を積極的に推進するものとする。」としているところです。また、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について（答申）」（平成26年1月中央環境審議会）において、ニホンジカやイノシシなどの種については積極的な管理が必要とされ、これらの鳥獣の個体群管理のため、捕獲を積極的に推進するための仕組みとして、全国的に被害が甚大となることが予想される種であって、国が指定した種について、都道府県または国の機関が捕獲事業計画を策定し、事業を実施する仕組みが必要とされており、今回の指定はこの答申を踏まえたものです。
2	1	ニホンジカを指定管理鳥獣とする一方で、「特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣」として施行規則第10条第2項により狩猟捕獲数制限が課されたままであるのは、法的な整合性に欠けるのではないか。	1	法第12条第1項第2号に基づくニホンジカの捕獲等の数の制限については、今後、法的な整合性等を考慮し、検討してまいります。
3	2	動物園等の展示目的における施設に対する捕獲許可については、営利目的でないよう、当該展示施設についての精査を行うと共に、自治体における動物愛護部署と十分な情報共有と協議が必要で、慎重に対処すべき。	1	今回の意見募集対象は、法改正に伴う変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
4	2	「愛玩目的での国産野鳥の捕獲を原則禁止」としたことを踏まえ、許可を受けなければならない捕獲の目的に「愛玩のための飼養」をそのまま残すことは、市民や一部自治体に愛玩飼養が許可されるという誤解を与えるおそれがあるため、「愛玩のための飼養」を削除すべき。	1	今回の意見募集対象は、法改正に伴う変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
5	2	伝統的な祭礼行事等への利用に対する捕獲許可は、「伝統的な祭礼行事等」の文言が曖昧で拡大解釈をされるおそれがあり、慎重に対処すべき。	1	今回の意見募集対象は、法改正に伴う変更部分のみとさせていただきます。御意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
6	2	傷病鳥獣捕獲を削除することに反対。（傷病鳥獣捕獲は広く動物愛護的な観点も含むため「鳥獣の保護」に含まれるとは限らない、終生飼養や違法飼育・譲渡を防ぐ観点、傷病救護ボランティアの活動促進の観点、許可なく傷病鳥獣の捕獲ができるようになったと誤解される等）	5	「傷病により保護を要する鳥獣の保護」については、改正法第9条に定める許可目的のうち、「鳥獣の保護の目的」に包含するものと整理することとし、従来通り捕獲許可の対象となります。なお、その捕獲許可の基準や傷病鳥獣の取り扱い、鳥獣保護思想の普及啓発については、従来通り、基本指針に記載しています。よって、原案の通りとさせていただきます。

NO	省令番号	意見の概要	意見数	回答
7	4	国が管理する広大な区域の事業は国が実施するとなると、都道府県は十分な事業実施ができない可能性が懸念されるため、都道府県に捕獲事業を依頼すべきであって、県ではできない特殊な地域のみ、国が実施するのがよいのではないか。	1	都道府県には、鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案して、必要なときは第二種特定鳥獣管理計画を作成し、管理目標を設定して各主体が実施する捕獲全体の調整を行うとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成して、目標達成に必要な捕獲を主体的に実施する役割があります。 このため、国の管理する区域では必ず国が事業を実施するものではなく、必要な場合は、都道府県が国の機関と調整の上、指定管理鳥獣捕獲等事業を行うことも可能です。 なお、国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合には、「国の機関が管理する区域内において、当該国の機関が当該区域を管理するために必要があると認めるときに実施することができる」としており、地域の実情に応じて、適切な役割分担のもと実施する必要があると考えます。ご意見の趣旨は参考にさせていただきます。
8	7	指定管理鳥獣捕獲等事業について、法定手続きによらず、都道府県知事の裁量で委託先を選定できることとした点の悪影響は少なくないと考えられる。「その他環境省令で定める者」への委託は時限的な扱いとし、過渡的措置であることを明確にすべきである。具体的には、都道府県が平成27年度にたてる第2種特定鳥獣管理計画の計画期間（5年間）の範囲にとどめるべきである。	1	「その他環境省令で定める者」については、認定鳥獣捕獲等事業者と同等以上の者の要件を課しているため、適切な者が選定されると考えます。なお、省令の附則第5条において、「環境大臣は、この省令の施行後おおむね三年以内に新規則第十三条の六から第十三条の八まで及び第十九条の二から第十九条の十三までの規定について所要の検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」という規定を置いています。「指定管理鳥獣捕獲等事業を委託することができる者」に関する規定についても、法施行後、認定鳥獣捕獲等事業者の数や活動状況等を踏まえ、必要に応じて見直しをしていく予定です。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
9	7	委託の内容が客観的に適正であることを担保することため、「委託にあたり、決定に先んじて、その計画内容を明らかにし、利害関係者（野生物保護団体等を含む）の理解、合意を得るものとする。」を加える。	1	指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成にあたっては、利害関係者の意見聴取を行い、作成後は公表する必要があります。指定管理鳥獣捕獲等事業はこの計画に定めた内容や実施体制に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者等の適切な者に委託して実施されるものであり、適正な内容で実施されるものと考えます。なお、委託先については、事業発注主体が本省令や基本指針等に基づき適正な方法で選定するものです。よって、原案の通りとさせていただきます。
10	7	新たに事業者に委託することは不合理である。防犯・治安維持・人員の確保と安全性からも県猟友会を事業者として認め、その中で他事業者も猟友会会員として参加させるということが合理的である。猟友会側も、一部既得権を主張する者を排し、合理的な経営と運営を実施しなければならない。	1	狩猟免許所持者が減少し、高齢化している現状を受け、今後、安全で効率的な鳥獣の捕獲等を組織的に実施することができる事業者を確保していくことが重要と考えます。指定管理鳥獣捕獲等事業については、認定鳥獣捕獲等事業者等の一定の安全管理体制や技能・知識を有する事業者に委託することとし、適切な事業者等に委託されるものと考えます。よって、原案通りとさせていただきます。なお、既存の捕獲を担っている団体・事業者等も認定鳥獣捕獲等事業者となっていただくことを期待しています。
11	8	法第14条の2第7項1号が省令に委任した「特に必要があると認められる場合」については、地形や交通手段等により、回収が困難であり、回収を前提とすれば捕獲を断念せざるを得ないような状況を想定して、できるだけ具体的に規定すべき。	2	指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲等をした鳥獣の放置に係る規定に係る具体的な解釈については、実施計画の策定時に当該規定の適用を判断する都道府県に対し、通知で示すこととしています。ご意見の趣旨は参考にさせていただきます。

NO	省令番号	意見の概要	意見数	回答
12	8	「残滓の処理の否定」につながる。残滓の処理は、残臭防止等のそれなりに意味があって実施している事である。	1	指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲等をした鳥獣の放置に係る規定については、その必要性や影響を慎重に判断したうえで限定的に適用する必要があると考えており、省令において「放置した鳥獣又は放置した鳥獣が誘引した鳥獣等により生態系、住民の安全、生活環境又は地域の産業に支障を及ぼすおそれがないときとする」と規定し、また、基本指針において「必要に応じて、集落や道路の周辺等、住民等の生活環境に影響を及ぼす可能性がある場合や、住民等の理解が得られない場合においては、放置をしない旨を定める」「放置する区域の土地所有者や管理者等の利害関係人に対しては、あらかじめ放置の内容を説明し、了解を得る」と記載しており、生活環境に影響を与えるような悪臭等の影響も考慮することとしています。当該規定については、その適用の状況を把握しつつ、適切な運用を図ってまいります。
13	8	対象捕獲方法（猟法）が、非鉛弾を用いた銃器による捕獲のみが対象なのか、鉛弾を用いた銃器による捕獲以外、わな等による捕獲も対象なのか不明確である。わな等による捕獲が該当しないのであるならば、その理由を明記すべき。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、該当部分については「銃猟にあつては非鉛弾を使用し、」と規定します。指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣の放置が認められる場合は、わな・網猟等の一部の猟法を除外するものではなく、全ての猟法において、定められた諸条件を満たす場合に適用できるものです。
14	8	人里地域における人身事故防止の観点から、ツキノワグマ生息地、分布拡大地において、適切な対応が必要なため、放置してよい条件に「ツキノワグマ分布地域は除く（最新の都道府県情報に基づくこと）」と記述すべき。	1	指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲等をした鳥獣の放置に係る規定については、その必要性や影響を慎重に判断したうえで限定的に適用する必要があると考えており、省令において「放置した鳥獣又は放置した鳥獣が誘引した鳥獣等により生態系、住民の安全、生活環境又は地域の産業に支障を及ぼすおそれがないときとする」と規定し、また、基本指針において「放置した鳥獣を捕食する他の動物を誘引して生態系や農林水産業等に影響を及ぼすおそれがある場合は放置しない旨を定める」「必要に応じて、クマ類の生息する地域等で、放置した鳥獣をクマ類が捕食することにより、住民等の安全に影響を及ぼすおそれがある場合は放置をしない旨を定める」「必要に応じて、集落や道路の周辺等、住民等の生活環境に影響を及ぼす可能性がある場合や、住民等の理解が得られない場合においては、放置をしない旨を定める」と記載しています。当該規定については、その適用の状況を把握しつつ、適切な運用を図ってまいります。
15	8	鳥獣の放置については「いかなる理由にせよ放置すべきでない」。放置すれば「鳥獣の誘因」や「生態系の破壊」「環境の悪化」など火を見るより明らかである。	1	指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲等をした鳥獣の放置は、中央環境審議会の答申を踏まえた法律の改正に伴って、都道府県又は国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業において、法第18条で鳥獣の放置が認められる場合（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として環境省令で定める場合）以外であっても、捕獲等をした鳥獣を当該捕獲等をした場所に放置することが、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合に限定して可能となったものです。当該規定については、その必要性や影響を慎重に判断したうえで限定的に適用する必要があると考えており、その適用の状況を把握しつつ、適切な運用を図ってまいります。

NO	省令番号	意見の概要	意見数	回答
16	8	夜間銃猟等が行われる場合に、負傷して逃走し周辺地域で倒れる個体による生態系等の悪化が起こることを防ぐため、「周辺での放置」による被害が起こらないことを条件に加え、「当該捕獲等をした場所に放置する」を「当該捕獲等をした場所及びその周辺に放置する」に替えるべき。	1	法第18条で規定される鳥獣の放置等の禁止は「当該捕獲等をした場所」に放置することについて適用されるものです。一方、規則第19条第2項に規定している通り、過失がなく捕獲等をした鳥獣の行方を確認することができない場合は、法第18条で規定される鳥獣の放置等の禁止は適用されません。よって、原案の通りとさせていただきます。
17	9	事項六として「人身事故、または錯誤による鳥獣の殺傷に対処する方法」を加える。	1	夜間銃猟の実施にあたっては、人身事故や錯誤捕獲が発生しないよう、昼間と同等の安全性を確保するなど、厳格な安全管理のもと実施することを基本指針で記載しています。万が一、そのような状況が発生した場合の連絡体制や対応については、「三 夜間銃猟の実施方法及び実施体制」の中で記載することが適当と考えます。
18	9	夜間銃猟の時間設定について、半矢で逆襲される可能性を考えると、逃避方向が判別が出来、且つ仕留められる時間帯を考慮すべき。	1	夜間銃猟の実施時間帯は必要性、安全性、効率性等を考慮して定めるものとしています。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。基本指針では「夜間銃猟に対する警戒心の高い個体を増加させないための方策について定めるよう努める」としており、半矢になる可能性を極力低くするような体制で捕獲等を行うことが必要と考えます。
19	9	銃猟の夜間発砲について、基本的に大変危険を伴うものであり、また野生動物の行動習性等に鑑み、日没後数時間、日の出前数時間に限定すべき。	1	夜間銃猟については、新たな技術開発等の可能性があるため、省令上は時間帯の制限を設けませんが、実施の条件としては、都道府県知事が捕獲等の効率性を向上させるために有効であり、かつ厳格な安全管理が可能と判断した場合に限定して、昼間と同等の安全性を確保することとしています。都道府県に対しては、日出前又は日没後の直近の時間帯と真夜中の時間帯においては実施すべき安全管理対策等が異なり、真夜中に実施しようとする場合は特に慎重な判断が必要として、適切な運用を図ってまいります。よって、原案の通りとさせていただきます。
20	10	認定審査においては各都道府県の地域的な実情を反映すべきであり、特定の都道府県への申請の集中を避ける観点からも、認定申請者が申請書を提出すべき都道府県は、「主たる事業実施地域」にかかる都道府県とし、事業が持ち込まれる都道府県が事業の実態や地域の状況を踏まえて審査することとすべき。	4	事業者によっては、認定を受ける前後で主たる事業実施の地域が異なることも考えられます。また、認定を受けた後、必要に応じて実施される措置命令や立入検査などについては、認定を実施した都道府県が実施することから、認定鳥獣捕獲等事業者の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県が認定の審査をしておくことが有効であることも想定されます。したがって、申請書の提出先を「鳥獣捕獲等事業としてする鳥獣の捕獲等を実施する主たる地域を管轄する都道府県知事」に限定せず、「主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事」にも提出できることとしています。また、認定の基準は全国で同じであり、1つの都道府県で認定を受けた場合、全国で有効となるため、各都道府県の実情を反映する趣旨の制度ではありません。地域における捕獲実績や地域の実情に精通しているかどうかは、個別の事業の契約の際に考慮されるべきものと考えます。よって、原案の通りとさせていただきます。

NO	省令 番号	意見の概要	意見数	回答
21	10	鳥獣捕獲等事業の認定申請書には、鳥獣の捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法を記載することとなっているが、1件の認定申請で複数の鳥獣を対象にできるか否かを明確すべきである。また、複数の鳥獣の申請が可能である場合、その基準についても省令に記載すべき。	1	認定の申請は、「捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法」ごとに行われるため、当然、認定の効果もその「鳥獣の種類及びその方法」に限定され、認定証に記載されます。また、鳥獣種ごとの基準として、「ニホンザル、ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカを対象とする装薬銃を使用するものを実施する場合にあっては、装薬銃を使用する捕獲従事者を原則として10人以上有すること」「申請者が、申請日以前三年の間に、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において用いる猟法（法定猟法に限る。）により、認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業において対象とする種の捕獲等を実施した実績を有すること」としています。なお、1つの申請書に複数の「捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法」を記載して同時に申請できるようにする予定です。
22	10	わな猟による事業の認定を受けようとする場合あっては、錯誤捕獲の回避方法及び発生時の対応（麻酔処置等による放獣）について記した書類の提出が必要。	1	錯誤捕獲の回避方法及び発生時の対応については、その一般的な知識を、安全管理講習又は技能知識講習に盛り込むとともに、安全管理規程の「鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項」に記載するものとする予定です。具体的な方法や対応は、個別の事業やその対象とする鳥獣種・地域等によって異なるため、事業ごとに定められるべきものと考えます。よって、原案の通りとさせていただきます。
23	10	法令違反又は狩猟免許取り消しに関する事項については役員のみならず、事業従業者についての報告が必要であり、「役員」を「役員又は事業従業者」にする。	1	本規定は、法第18条の4第2号の役員の欠格事由への該当の有無を審査するためのものとし、役員の誓約書を提出を求めていることとしています。よって、原案の通りとさせていただきます。
24	10	安全確保の視点からも事業者と従事者の雇用関係は必要であり、事業管理責任者と同様、捕獲従事者も鳥獣捕獲等事業者と雇用関係がわかる書類を提出させるべき。	2	捕獲従事者と事業者の間に雇用関係があることが安全確保の視点からも望ましいと考えますが、現状において、そのような条件を全ての鳥獣捕獲等事業者に課することは過剰な負担になるため、認定の基準としては適当ではないと考えます。なお、捕獲従事者に対しては、狩猟免許や銃所持に加え、講習の修了を義務付けており、事業者としての安全管理規程を整備することにより、一定の安全確保ができると考えます。原案の通りとさせていただきます。
25	10	「捕獲従事者が鳥獣の保護及び管理に関する資格等を有する場合」とは、いかなるものが想定されるのかを明示すべき。	2	ご意見の趣旨も踏まえ、「講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者」にあっては、その旨を証する書類」と修正しました。「講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者」については、個別の講習や資格等の内容を精査し、同等のもの認められる場合に該当します。なお、講習の内容には法制度上の仕組みを含むため、現状では該当する資格等はないと考えますが、今後そのような資格等が出来た場合は該当するものと考えます。
26	10	該当条項が無いが、単純な誤りで16の第一号及び第二号…のことでよいか。	1	ご指摘の通りです。
27	10	法人の役員等と同様に捕獲従事者にも暴力団員等ではない旨の誓約書を求めるべきではないか。	1	捕獲従事者のうち、銃所持許可を有している者は、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）に基づく手続きの中で暴力団員等が排除されています。わな・網による捕獲を行う捕獲従事者について、暴力団員等を排除することは、他の法令等との並びから過剰な要件と考えます。よって、原案の通りとさせていただきます。

NO	省令番号	意見の概要	意見数	回答
28	10	「なお、認定後に申請書に虚偽記載があることが判明したり、管理事業による生物多様性保全への支障、事業地域及び周辺住民等との正当な理由によらない争い又は従業者による違法行為等が発生した場合には認定を取り消すものとする」を加えるべき。	1	法第18条の10第2項第2号において、「不正の手段により第十八条の二の認定、第十八条の七第一項の変更の認定又は第十八条の八第二項の有効期間の更新を受けたとき」、認定の全部又は一部を取り消すことができる旨を規定しており、申請書の虚偽記載はこれに該当すると考えます。また、法18条の6第1項において事業者の認定基準の維持義務について規定し、同条第2項において、認定の基準に適合していないと認める場合に都道府県知事が措置命令を出すことが可能としており、これに従わない時は法第18条の10第2項第1号に基づいて、認定の全部又は一部を取り消すことができるため、別途同様の規定を置く必要はないと考えます。
29	11	「自己の雇用する者」を「役員及び自己の雇用する者」に変更していただきたい。	1	事業管理責任者は、事業における安全管理の徹底や捕獲従事者に対する研修の実施に関し責任を有する者であり、認定を受けた鳥獣捕獲等事業全体を統括し、監督する重要な立場の者であるため、事業者となんらかの雇用関係を有していることが必須と考えます。よって、原案の通りとさせていただきます。
30	12	銃を使用する場合の射撃場における定期的な射撃の実施回数は「1年に4回以上」とすべき。	2	射撃場における射撃の実施回数に関しては、事業者の事業の実施頻度等によって適切な回数が異なり、また、射撃場との距離によって負担も異なることなどから、少なくとも「1年に2回以上」と規定し、事業者の安全管理規程の中で事業者ごとに適切な回数を実施することとしています。よって、原案の通りとさせていただきます。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
31	12	射撃を1年に2回以上行う項目を省令に記載するより、公安委員会の技能講習を受講し修了していることとした方が救命講習と同等の講習になると考える。	1	銃刀法に基づく技能講習は銃の所持許可に係るものであり、銃刀法に基づき免除される者以外は受講しているものです。事業の中で鳥獣の捕獲等をするに当たって求められる要件としては銃刀法に基づいて担保されている知識・技能に加え、安全な事業の実施の観点から、定期的な射撃の実施が必要であると考えます。よって、原案の通りとさせていただきます。
32	12	「定期的な射撃練習」のところには、「射撃試験及び安全な銃の取扱に関する定期的な試験に合格すること」と記述すべき。	1	射撃や安全な銃の取扱等に関しては、銃刀法に基づく銃の所持許可の取得・更新のシステムにおいて適切に担保されており、認定鳥獣捕獲等事業者は研修によっても適切に担保される考えます。よって、原案の通りとさせていただきます。
33	12	ライフル銃の規程については次の通りに修正すべき。 「ライフル銃を使用する場合にあつては、八、二に加えて、ライフル銃の保管・使用に関する事項、及び、環境大臣が告示で定める要件を満たしていることを示す事項」。 告示で定める要件とは、100mのベンチレスト射撃において、5発中4発以上を10cm円内に着弾させる技能を有することなどが想定される。	2	ライフル銃の保管・使用に関し、銃刀法上の規定・運用の範囲を超えた規制とすることは想定していません。
34	12	「ライフル銃を使用するにあつては、（中略）ライフル銃の保管・使用に関する事項」については、銃刀法令の規定の範囲内に留めていただきたい。	1	ライフル銃の保管・使用に関し、銃刀法上の規定・運用の範囲を超えた規制とすることは想定していません。
35	12	銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可（狩猟、有害鳥獣駆除、標的射撃）のうち、用途が合致している銃である必要がある。	1	銃刀法に基づく銃の所持許可に係る用途との合致については、銃刀法に基づいて遵守されるべきものと考えます。

NO	省令番号	意見の概要	意見数	回答
36	10	「安全管理講習」の主催者について具体的に記載をいただきたい。鳥獣捕獲等事業者自ら実施する「安全管理講習」で良いのか、第三者が実施する講習会でないとダメなのかを明確にいただきたい。	1	「安全管理講習」については、必要な講習事項や講習時間を規定しているものの、その実施者については限定していません。平成27年度は、環境省も講習会を実施する予定ですが、環境省が作成する予定の講習テキストに相当する教材等を用いて、講習実施要領に従って適切な講師を選定し、環境省以外が実施する講習についても、個別にその内容が適切かつ十分であると認められる場合には、要件を満たすものとしています。よって、原案の通りとさせていただきます。
37	12	事業者が自ら行う講習では、安全管理とその検証が担保されないため、「安全管理講習において」「都道府県等が実施する安全管理講習において」とすべき。	2	「安全管理講習」については、必要な講習事項や講習時間を規定しているものの、その実施者については限定していません。平成27年度は、環境省も講習会を実施する予定ですが、環境省が作成する予定の講習テキストに相当する教材等を用いて、講習実施要領に従って適切な講師を選定し、環境省以外が実施する講習についても、個別にその内容が適切かつ十分であると認められる場合には、要件を満たすものとしています。よって、原案の通りとさせていただきます。
38	12	安全管理講習が5時間以上というのは短すぎる。7時間以上とすべき。	2	「安全管理講習」については、狩猟免許の取得のために求められる全般的な安全管理について習得している狩猟免許所持者に対して、事業として鳥獣の捕獲を行う場合に必要な安全管理に関する事項について習得することを目的としており、講習事項の検討の結果、少なくとも5時間以上が必要と考えます。なお、講習後に必ず習熟度を確認することを想定しています。また、認定を受けた後も事業者において研修を実施するよう規定しており、継続的な技能・知識等の維持向上が重要と考えます。よって、原案の通りとさせていただきます。
39	12	「全ての捕獲従事者」を「代表的な捕獲従事者」とし、「一般的な捕獲従事者」の安全管理講習は認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業者が実施する法第18条の5第1項第4号の研修に含めていただきたい。	1	認定を受けた事業においては、一部の捕獲従事者だけではなく、全ての捕獲従事者が一定の水準を満たしていることが求められます。また、その水準は認定を受ける段階で講習の修了によって証明することが必要です。よって、原案の通りとさせていただきます。
40	12	必要な法令及び知識等について、動物愛護法についての知識や、生物多様性保全、特に保護を要する鳥獣とその生息地保全についての知識を加えるべき。	2	講習事項の内容については、施行規則に規定する必要がある事項のみを記載することとし、より詳細な講習事項については環境省が別途作成する予定の講習テキストにおいて整理します。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
41	12	安全管理講習については、理論と具体的技術講習は最新のものを習得する必要がある。そのため、定期的に情報を得て、資格などにより一定のレベルを保つべきである。	1	「安全管理講習」については、狩猟免許の取得のために求められる全般的な安全管理について習得している狩猟免許所持者に対して、事業として鳥獣の捕獲を行う場合に必要な安全管理に関する事項について習得することを目的としており、また、講習後に必ず習熟度を確認することを想定しています。また、認定を受けた後も事業者において研修を実施するよう規定しており、継続的な技能・知識等の維持向上が重要と考えます。



NO	省令番号	意見の概要	意見数	回答
42	12	安全管理講習について、捕獲従事者等が一定の基準を設けた資格を有することとすべきであり、捕獲従事者等が講習終了後に一定の習熟度を有していることを試験によって証明させるべき。	1	「安全管理講習」については、狩猟免許の取得のために求められる全般的な安全管理について習得している狩猟免許所持者に対して、事業として鳥獣の捕獲を行う場合に必要な安全管理に関する事項について習得することを目的としており、また、講習後に必ず習熟度を確保することを想定しています。また、認定を受けた後も事業者において研修を実施するよう規定しており、継続的な技能・知識等の維持向上が重要と考えます。
43	12	「救命講習」の実施者、内容について具体的に記載をいただきたい。鳥獣捕獲等事業者自ら実施する「救命講習」で良いのか、第三者が実施する講習会でないとダメなのかを明確にしていきたい。	1	救命講習については、「心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法等を含む」ものと規定しており、消防機関が実施する上級救命講習に相当するものが該当すると考えています。事業者自らが救命講習を実施することも可能ですが、一定の内容を含む上記の講習と同等の講習を適切に実施したことを証明できることが必要です。
44	12	全ての「事業従事者（事業に従事するもの）」が救命救急に関する知識を有するべしとし、事業管理責任者及び半数以上の捕獲従事者が救命救急に関する知識を有すること、とは、理解に苦しむ。捕獲従事者も事業従事者に含まれるものであるはずであり、前者を「全て・・・」とする一方で、後者は「半数以上」で良いという文章が理解できない。文言の整理をすべき。	1	「救急救命に関する知識」については、必ずしも認定の段階で全ての捕獲従事者が有している必要はなく、実施する事業ごとに、救急救命に関する知識を有する者が各現場に適切に配置されることが求められると考えています。認定の段階では、半数以上の捕獲従事者について、救急救命に関する知識の有無を確認したうえで、安全管理規程に規定する「鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項」に「救急救命に関する知識を有する捕獲従事者の配置に関する事項」を記載することで、救急救命に関する知識を有する者の適切な配置が確保されることが重要と考えます。
45	12	以下の通り修文すべき。 「六 事業管理責任者は救命救急に関する知識（心肺蘇生、外傷の応急手当、搬送法など含む）を有すること。また同様の知識を有する捕獲従事者を、事業現場に最低1名は置かなければならない」 また、（2）については削除する。	1	「救急救命に関する知識」については、必ずしも認定の段階で全ての捕獲従事者が有している必要はなく、実施する事業ごとに、救急救命に関する知識を有する者が各現場に適切に配置されることが求められると考えています。認定の段階では、半数以上の捕獲従事者について、救急救命に関する知識の有無を確認したうえで、安全管理規程に規定する「鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項」に「救急救命に関する知識を有する捕獲従事者の配置に関する事項」を記載することで、救急救命に関する知識を有する者の適切な配置が確保されることが重要と考えます。
46	12	救命救急に関する知識（心肺蘇生・外傷の応急手当・搬送法等）については、捕獲従事者は全員有するとすべき。	2	「救急救命に関する知識」については、必ずしも認定の段階で全ての捕獲従事者が有している必要はなく、実施する事業ごとに、救急救命に関する知識を有する者が各現場に適切に配置されることが求められると考えています。認定の段階では、半数以上の捕獲従事者について、救急救命に関する知識の有無を確認したうえで、安全管理規程に規定する「鳥獣捕獲等事業を実施する際の安全の確保のための配慮事項」に「救急救命に関する知識を有する捕獲従事者の配置に関する事項」を記載することで、救急救命に関する知識を有する者の適切な配置が確保されることが重要と考えます。
47	12	「救急救命」を「救急救命及び錯誤捕獲個体への対処法」とし、その内容に「捕獲個体の識別、負傷個体の救護、わななどによる錯誤個体の放鳥獣の方法など」を加えるべき。	1	錯誤捕獲の対処法については、その一般的な知識を、安全管理講習や技能知識講習に盛り込む予定です。よって、原案の通りとさせていただきます。

NO	省令番号	意見の概要	意見数	回答
48	13	夜間に銃猟を行うことは反対。	2	夜間銃猟は、中央環境審議会の答申を踏まえた法律の改正に伴って、都道府県又は国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業において、捕獲等の効率性を向上させるために夜間銃猟が有効であり、かつ、厳格な安全管理が可能と判断した場合に限定して実施することが可能となったものです。その必要性と危険性について、慎重に判断し、厳格な安全管理のもと実施することを基本指針で記述しています。
49	13	「夜間銃猟を実施する際の安全の確保に係る技能について、環境大臣が告示で定める要件」を明示すべき。	1	当該要件については、別途定める告示において定める予定です。
50	13	省令案でいう「夜間銃猟安全管理講習」の主催者について具体的に記載をいただきたい。鳥獣捕獲等事業者自ら実施する講習で良いのか、第三者が実施する講習でないとダメなのかを明確にしていきたい。	1	「安全管理講習」及び「知識技能講習」については、実施者の限定はしていませんが、「夜間銃猟安全管理講習」については、求められる知識が専門的かつ重要であることに鑑み、平成27年度は、環境省が講習会を実施することを予定しており、制度の運用の中で、講習の修了証により、その講習を受講していることを確認することを想定しています。
51	13	「夜間銃猟安全管理講習において」「都道府県等が実施する夜間銃猟安全管理講習において」とすべき。	2	「夜間銃猟安全管理講習」については、求められる知識が専門的かつ重要であることに鑑み、平成27年度は、環境省が実施する講習会に限定することを予定しており、制度の運用の中で、講習の修了証により、その講習を修了していることを確認することを想定しています。よって、原案の通りとさせていただきます。
52	13	夜間銃猟安全管理講習が5時間以上というのは短すぎ、7時間以上の講習を行い、うち1時間以上の実技講習を行わなければならないとすべき。	2	夜間銃猟をする捕獲従事者は、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する技能について、別途環境大臣が告示で定める要件を満たすことが必要となります。また、「夜間銃猟安全管理講習」は、狩猟免許の取得のために求められる全般的な安全管理について習得している狩猟免許所持者に対して、事業として鳥獣の捕獲を行う場合に必要な安全管理に関する事項について5時間以上の安全管理講習を修了したうえで、さらに夜間銃猟に特化した安全管理のための知識を習得することを目的としており、また、講習後に必ず習熟度を確認することを想定しています。以上のことから、講習事項の検討の結果、少なくとも5時間以上の講習を規定することが適当と考えています。また、認定を受けた後も事業者において研修を実施するよう規定しており、継続的な技能・知識等の維持向上が重要と考えます。よって、原案の通りとさせていただきます。
53	13	「全ての捕獲従事者」を「代表的な捕獲従事者」とし、「一般的な捕獲従事者」の夜間銃猟安全管理講習は認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業者が実施する法第18条の5第1項第4号の研修に含めていただきたい。	1	認定を受けた事業においては、一部の捕獲従事者だけではなく、全ての捕獲従事者が一定の水準を満たしていることが求められます。また、その水準は認定を受ける段階で講習の修了によって証明することが必要であり、特に夜間銃猟をする際の安全管理については、事業者自身が実施する研修においてではなく、環境省等が実施する予定の講習を修了していることが重要であると考えます。よって、原案の通りとさせていただきます。
54	13	安全管理講習の理論と具体的技術について最新のものを習得する必要がある。そのため、定期的に情報を得て、資格などにより一定のレベルを保つべきである。	1	認定を受けた後も事業者において研修を実施するよう規定しており、継続的な技能・知識等の維持向上が重要と考えます。

NO	省令番号	意見の概要	意見数	回答
55	13	夜間銃猟安全管理講習について、捕獲従事者等が一定の基準を設けた資格を有することとすべきであり、捕獲従事者等が講習終了後に一定の習熟度を有していることを試験によって証明させるべきである。	1	「夜間銃猟安全管理講習」については、求められる知識が専門的かつ重要であることに鑑み、平成27年度は、環境省が講習会を実施することを予定しており、制度の運用の中で、講習の修了証により、その講習を修了していることを確認することを想定しています。また、講習後に必ず習熟度を確認することを想定しているため、一定の習熟度を確認できると考えています。
56	13	夜間の銃猟緩和は「常に危険」であり、講習や研修で「安全確保は不可欠」である。実施要領を更に検討すべき。	1	夜間銃猟は、中央環境審議会の答申を踏まえた法律の改正に伴って、都道府県又は国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業において、捕獲等の効率性を向上させるために夜間銃猟が有効であり、かつ、厳格な安全管理が可能と判断した場合に限定して実施することが可能となったものです。その必要性と危険性について、慎重に判断し、厳格な安全管理のもと実施することを基本指針で記述しています。
57	14	<p>(1) 法第十八条の五第一項第三号の環境省令で定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであることとする。</p> <p>一 事業管理責任者及び全ての捕獲従事者が、技能知識講習において、鳥獣全般及び捕獲対象鳥獣の生態学及び行動学、科学的かつ計画的な鳥獣の保護及び管理、鳥獣の保護又は若しくは管理に関する法令並びに又は施策、捕獲対象鳥獣の適正かつ、効率的なかつ動物福祉に配慮した捕獲手法、動物福祉に配慮した捕獲個体の止めさし方法や動物福祉、捕獲個体の適正かつ、効率的なかつ動物福祉に配慮した処分方法及び並びに感染症等に関する知識等について、それぞれ5時間以上の講習を受講していること。ただし、該講習の受講に係る条件と同等の条件を満たす資格等を有する者は、この限りでない</p> <p>(2) 全ての事業従事者は、(1)の第一号に規定する要件を満たすよう努めなければならない。ず、特に鳥獣全般及び捕獲対象鳥獣の生態学及び行動学、科学的かつ計画的な鳥獣の保護及び管理、鳥獣の保護又は若しくは管理に関する法令並びに又は施策については、(1)の第一号に規定する講習を受講するよう努めなければならない。</p>	1	講習事項の内容については、施行規則に規定する必要がある事項のみを記載することとし、より詳細な講習事項については環境省が別途作成する予定の講習テキストにおいて整理します。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
58	14	省令案でいう「技能知識講習」は、法律第十八条の五第1項四の研修のことを指していることとよいか(主催者は、鳥獣捕獲等事業者で良いか?)を明確にしてください。	1	「技能知識講習」は、認定を受ける際に捕獲従事者が修了している必要があるものであり、必要な講習事項や講習時間を規定しているものの、その実施者については限定していませんが、平成27年度は、環境省で講習会を実施する予定です。「研修」は認定後も技能や知識を維持向上するために、事業者自身が毎年捕獲従事者に対して実施する技能及び知識の向上に関する研修を指します。
59	14	「技能知識講習において」「都道府県等が実施する技能知識講習において」とする	2	「技能知識講習」については、必要な講習事項や講習時間を規定しているものの、その実施者については限定していません。平成27年度は、環境省も講習会を実施する予定ですが、環境省が作成する予定の講習テキストに相当する教材等を用いて、講習実施要領に従って適切な講師を選定し、環境省以外が実施する講習についても、個別にその内容が適切かつ十分であると認められる場合には、要件を満たすものとしています。

NO	省令番号	意見の概要	意見数	回答
60	14	ここでいう「技能講習」については、鳥獣捕獲等事業者自ら実施する「技能講習」で良いのか、第三者が実施する講習でないかためなのかを明確にしたい。	1	「技能知識講習」については、必要な講習事項や講習時間を規定しているものの、その実施者については限定していません。平成27年度は、環境省も講習会を実施する予定ですが、環境省が作成する予定の講習テキストに相当する教材等を用いて、講習実施要領に従って適切な講師を選定し、環境省以外が実施する講習についても、個別にその内容が適切かつ十分であると認められる場合には、要件を満たすものとしています。
61	14	次の通り修正すべき。 「事業管理責任者及び全ての捕獲従事者が、技能知識講習において、捕獲対象鳥獣の生態学及び行動学、科学的・・・（中略）・・・処分方法・感染症等に関する知識、及び、対象鳥獣とその捕獲活動に密接に関連する生物種と自然環境に関する、14時間以上の講習を受講していること。講習には4時間以上の実技講習も含まなければならない。ただし、・・・（以下略）」	1	「技能知識講習」については、必要な講習事項や講習時間を規定しているものの、その実施者については限定していません。平成27年度は、環境省も講習会を実施する予定ですが、環境省が作成する予定の講習テキストに相当する教材等を用いて、講習実施要領に従って適切な講師を選定し、環境省以外が実施する講習についても、個別にその内容が適切かつ十分であると認められる場合には、要件を満たすものとしています。よって、原案の通りとさせていただきます。
62	14	「全ての捕獲従事者」を「代表的な捕獲従事者」とし、「一般的な捕獲従事者」の技能知識講習は認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業者が実施する法第18条の5第1項第4号の研修に含めていただきたい。	1	認定を受けた事業においては、一部の捕獲従事者だけでなく、全ての捕獲従事者が一定の水準を満たしていることが求められます。また、その水準は認定を受ける段階で講習の修了によって証明することが必要です。よって、原案の通りとさせていただきます。
63	14	技能知識講習において、講習内容は、鳥獣の管理、法令、捕獲対象種の生態と行動特性、捕獲技術、効率的捕獲技術、適切な止めさし方法、捕獲個体の衛生的な扱い、捕獲個体の適切な処分方法、人獣共通感染症、地方自治体の鳥獣管理方針の実際などが必要となり、講習時間を少なくとも10時間以上必要となる。これらの習熟度を確保するための試験も必要である。	1	「技能知識講習」については、狩猟免許の取得のために求められる全般的な技能・知識について習得している狩猟免許所持者に対して、事業として鳥獣の捕獲を行う場合に必要な事項について習得することを目的としており、講習事項の検討の結果、少なくとも5時間以上が必要と考えます。また、講習後に必ず習熟度を確保することを想定しています。なお、認定を受けた後も事業者において研修を実施するよう規定しており、継続的な技能・知識等の維持向上が重要と考えます。よって、原案の通りとさせていただきます。
64	14	「捕獲対象鳥獣の生態学」を「捕獲対象鳥獣及び保護を要する鳥獣の生態学」とし、「科学的かつ計画的な鳥獣の管理」を「科学的かつ計画的な鳥獣の保護及び管理」とし、「適正かつ効率的な捕獲方法」を「適正で動物福祉に配慮した捕獲方法」とし、「捕獲個体の適正かつ効率的な処分方法」に「及び錯誤捕獲個体の識別についての知識と動物愛護法を含む法に基づく適正かつ動物福祉に合う適正な対処方法」を加え、「5時間以上の講習」を「それぞれ5時間以上の講習」とする。また、「講習は公開とし、講習内容をないがしろにする行為をとる捕獲従事者は捕獲事業に参加することを禁止する」との文言を加える。	1	講習事項の内容については、施行規則に規定する必要がある事項のみを記載することとし、より詳細な講習事項については環境省が別途作成する予定の講習テキストにおいて整理します。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
65	14	次の通り修正すべき。「事業管理責任者及び全ての捕獲従事者が、技能知識講習において、捕獲対象鳥獣の生態学及び行動学、科学的・・・（中略）・・・処分方法・感染症等に関する知識、及び、対象鳥獣とその捕獲活動に密接に関連する生物種と自然環境に関する、14時間以上の講習を受講していること。講習には4時間以上の実技講習も含まなければならない。ただし、・・・（以下略）」	1	「技能知識講習」については、狩猟免許の取得のために求められる全般的な技能・知識について習得している狩猟免許所持者に対して、事業として鳥獣の捕獲を行う場合に必要な事項について習得することを目的としており、講習事項の検討の結果、少なくとも5時間以上が必要と考えます。なお、認定を受けた後も事業者において研修を実施するよう規定しており、継続的な技能・知識等の維持向上が重要と考えます。よって、原案の通りとさせていただきます。

NO	省令番号	意見の概要	意見数	回答
66	14	技能知識講習において、講習時間を20時間以上に増やすべきである。また、捕獲従事者等が一定の基準を設けた資格を有することとすべきである。つまり、単に講習するだけでなく、捕獲従事者等が講習終了後に一定の習熟度を有していることを試験によって証明させるべきである。	1	「技能知識講習」については、狩猟免許の取得のために求められる全般的な技能・知識について習得している狩猟免許所持者に対して、事業として鳥獣の捕獲を行う場合に必要な事項について習得することを目的としており、講習事項の検討の結果、少なくとも5時間以上が必要と考えます。また、講習後に必ず習熟度を確認することを想定しています。なお、認定を受けた後も事業者において研修を実施するよう規定しており、継続的な技能・知識等の維持向上が重要と考えます。よって、原案の通りとさせていただきます。
67	14	「動物福祉に配慮した捕獲個体の止めさし方法や適正な処分方法、及び錯誤個体の取扱いに係る事項、及び人獣共通感染症等に関する知識等について」という文言に差し替える	1	講習事項の内容については、施行規則に規定する必要がある事項のみを記載することとし、より詳細な講習事項については環境省が別途作成する予定の講習テキストにおいて整理します。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
68	14	技能知識講習における効率的な捕獲手法について、猟具の安全な取り扱い及び技能に関する試験を実施し、捕獲従事者に一定の技能があることを証明させるべきである。（例：銃においては、ライフル銃・散弾銃及びライフル銃以外の銃・散弾銃それぞれについて以下のような射撃点数（静的）の基準を設ける。ライフル銃：50mの射撃距離で5発中5発が直径10cmの中心円内に着弾すること、散弾銃及びライフル銃以外の銃：50mの射撃距離で5発中5発が直径15cmの中心円内に着弾すること、散弾銃：50mの射撃距離で5発中5発が直径20cmの中心円内に着弾すること。）	1	「技能知識講習」については、事業として鳥獣の捕獲を行う場合に必要な事項について習得することを目的とし、講習後に必ず習熟度を確認することを想定しています。鳥獣捕獲等事業を実施するに当たって必要な最低限の技能を有していることの証明については、狩猟免許や銃刀法に基づく銃の所持許可によって確保されていると考えます。よって、原案の通りとさせていただきます。なお、ご意見にある通り、さらなる技能・知識等の維持向上を図ることは重要であると考えており、認定を受けた後も事業者において研修を実施するよう規定しています。
69	14	認定鳥獣捕獲等事業者の事業管理責任者及び捕獲従事者が受講する技能知識講習の内容に、「捕獲個体の有効活用」について加えていただきたい。また、認定事業者が毎年実施する技能及び知識の向上に関する研修にも同様に盛り込んでいただきたい。	1	詳細な講習事項については環境省が別途作成する予定の講習テキストにおいて整理します。また、認定事業者が毎年実施する技能及び知識の向上に関する研修については、盛り込むべき事項を示すことが必要と考えていますが、基本的には事業者が実施する事業の内容や組織の状態によって、適切な事項が含まれることが望ましいと考えています。ご意見の趣旨は参考にさせていただきます。
70	15	下記のとおり修正すべきである。 一 認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業者が、全ての捕獲従事者に対し、概要14の（1）の第一号に定める技能・知識等について、1年間に、それぞれ少なくとも5時間以上の研修を実施し、その習得度の確認を行うこと 二 認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業者が、事業管理責任者に次に掲げる業務を行わせること。 イ 第一号に規定する研修の内容が適切かつ十分なものとなるよう研修計画を策定し、随時必要な改善を図ること ロ 第一号に規定する研修及びそれによる知識・技能の習熟度確認が事業従事者に対して適切に実施されるよう監督すること	1	認定事業者が毎年実施する技能及び知識の向上に関する研修については、認定の際に修了することが求められる講習の内容のうち、反復して学ぶ必要がある事項や最新の知識を得る必要がある事項等について実施するものであり、基本的には事業者が実施する事業の内容や組織の状態によって、適切な事項が含まれることが望ましいと考えます。また、その実施形態についても、座学だけでなく実技練習や現場研修など、様々な形態が想定されるため、必ずしも習熟度を確認することを規定することは適当ではないと考えています。ただし、研修に最低限盛り込むべき事項を示すことは必要と考えており、例えば最新の法制度に関する知識については研修に含むよう、認定の有効期間の更新の際に都道府県に確認させることを想定しています。ご意見の趣旨は参考にさせていただきます。

NO	省令 番号	意見の概要	意見数	回答
71	15	ここでいう「研修」は、14の(1)－「技能講習」のことを言っているのか、別の研修を言っているとすれば具体的どのような内容の研修かを明確にしていきたい。	1	「技能知識講習」については、認定を受ける際に捕獲従事者が修了している必要があるものであり、必要な講習事項や講習時間を規定しているものの、その実施者については限定していません。「研修」は事業者自身が毎年捕獲従事者に対して実施する技能及び知識の向上に関する研修を指します。研修については、認定の際に修了することが求められる講習の内容のうち、反復して学ぶ必要がある事項や最新の知識を得る必要がある事項等について実施するものであり、基本的には事業者が実施する事業の内容や組織の状態によって、適切な事項が含まれることが望ましいと考えます。
72	15	「1年間に少なくとも5時間以上の研修」を「14の一にあげられた事項につき、1年間にそれぞれ5時間以上の研修」とする。	1	認定事業者が毎年実施する技能及び知識の向上に関する研修については、認定の際に修了することが求められる講習の内容のうち、反復して学ぶ必要がある事項や最新の知識を得る必要がある事項等について実施するものであり、基本的には事業者が実施する事業の内容や組織の状態によって、適切な事項が含まれることが望ましいと考えます。また、その実施形態についても、座学だけでなく実技練習や現場研修など、様々な形態が想定されるため、必ずしも習熟度で確認をすることを規定することは適当ではないと考えています。ただし、研修に最低限盛り込むべき事項を示すことは必要と考えており、例えば最新の法制度に関する知識については研修に含むよう、認定の有効期間の更新の際に都道府県に確認させることを想定しています。ご意見の趣旨は参考にさせていただきます。
73	15	「研修が事業実施者に対して適切に実施される」を「研修が事業実施者に対して適切に実施され、研修内容が適切に習得されかつ誠実に実行されている」とする。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、「研修計画に定める研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分なものであること」「事業管理責任者が、研修が適切に実施されるよう監督すること」と規定しました。なお、研修については、基本的には事業者が実施する事業の内容や組織の状態によって、適切な事項が含まれることが望ましく、また、その実施形態についても、座学だけでなく実技練習や現場研修など、様々な形態が想定されます。

NO	省令番号	意見の概要	意見数	回答
74	16	<p>以下を新たな号として追加すべき。  (新)四 認定を受けようとする鳥獣捕獲等事業者が、その捕獲従事者のうちに次に掲げる事項のいずれかに該当するものを含まないこと  イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者  ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者  ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から二年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）  ニ 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	1	<p>捕獲従事者のうち、銃所持許可を有している者は、銃刀法に基づく手続きの中で暴力団員等が排除されています。わな・網による捕獲を行う捕獲従事者について、暴力団員等を排除することは、他の法令等との並びから過剰な要件と考えます。よって、原案の通りとさせていただきます。</p>
75	16	<p>16の一の要件は、新規参入も可能になるよう修文すべきではないか。</p>	1	<p>全く事業の実績のない法人を認定することは不適切と考えます。認定を受けるためには、申請日から遡って3年以内に、対象とする猟法を用いて、対象種について、組織的な捕獲を含む事業を適切に実施した実績を有していることが必要と考えます。新たに認定を申請する事業者については、実績を積んだ上で申請していただく必要があります。よって、原案の通りとさせていただきます。なお、指定管理鳥獣捕獲等事業など個別の事業について、認定鳥獣捕獲等事業者でないと受注できなくなるという制度ではないため、事業への新規参入を阻むものではありません。</p>
76	16	<p>鳥獣捕獲等事業を実施した実績を有するという記載を、狩猟や有害鳥獣駆除の捕獲実績や捕獲への取組み実績も考慮されるように変更していただきたい。捕獲事業の実績を有することが必要となると、以前より捕獲事業を委託されていた事業者のみ認定を受けることが予想され、新規で参入することが難しい。</p>	1	<p>認定を受けるためには、申請日から遡って3年以内に、対象とする猟法を用いて、対象種について、組織的な捕獲を含む事業を適切に実施した実績を有していることが必要と考えます。新たに認定を申請する事業者については、実績を積んだ上で申請していただく必要があります。よって、原案の通りとさせていただきます。なお、指定管理鳥獣捕獲等事業など個別の事業について、認定鳥獣捕獲等事業者でないと受注できなくなるという制度ではないため、事業への新規参入を阻むものではありません。</p>
77	16	<p>鳥獣保護管理法第18条の2に規定する鳥獣捕獲等事業は、今次法改正において初めて定められたものであり、同法に規定する当該事業の実施例は存在しないと考えられることから、過去3年間の実施実績を要件とすると、当面、適合事例がなく、法第十八条の五第一項第五号の環境省令で定める基準において満たすべき要件中一について、改正法施行直後三年間の実績の評価方法の特例を明記すべき。</p>	1	<p>認定を受けるためには、申請日から遡って3年以内に、対象とする猟法を用いて、対象種について、組織的な捕獲を含む事業を適切に実施した実績を有していることが必要と考えます。新たに認定を申請する事業者については、該当する実績を積んでいただく必要があります。なお、捕獲実績については、申請日から遡って3年以内に、対象とする猟法を用いて、対象種について、申請者が組織的に捕獲を含む事業を適切に実施した実績が該当と考えています。</p>

NO	省令番号	意見の概要	意見数	回答
78	16	関係主体の幅広い参画を促進する観点から、法第十八条の五第一項第五号の環境省令で定める基準において満たすべき要件中一について、改正法施行後、新たに鳥獣捕獲等事業に取り組み始める事業者の実績の評価方法の特例を明記すべきである。	1	認定を受けるためには、申請日から遡って3年以内に、対象とする猟法を用いて、対象種について、組織的な捕獲を含む事業を適切に実施した実績を有していることが必要と考えます。新たに認定を申請する事業者については、該当する実績を積んでいただく必要があります。なお、捕獲実績については、申請日から遡って3年以内に、対象とする猟法を用いて、対象種について、申請者が組織的に捕獲を含む事業を適切に実施した実績が該当と考えています。また、指定管理鳥獣捕獲等事業など個別の事業について、認定鳥獣捕獲等事業者でないと受注できなくなるという制度ではないため、事業への新規参入を阻むものではありません。
79	16	「鳥獣捕獲等事業を実施した実績」には、都道府県猟友会の会員である地区猟友会の構成員が主体で実施しており市町村長が任命している鳥獣被害対策実施隊・有害鳥獣捕獲隊の事業実績も認めていただきたい。	1	捕獲実績については、申請日から遡って3年以内に、対象とする猟法を用いて、対象種について、下部組織の実績であっても、申請者が組織的に捕獲を含む事業を適切に実施した実績と認められるものが該当します。
80	16	事業に不適格な者についての暴力団員等ではないこと等の基準要件は役員についてだけでなく、事業従業者、とりわけ捕獲従事者についても満たされるべきであり、「役員等」を「役員及び事業従業者、とりわけ捕獲従事者等」とすべき。	1	捕獲従事者のうち、銃所持許可を有している者は、銃刀法に基づく手続きの中で暴力団員等が排除されています。わな・網による捕獲を行う捕獲従事者について、暴力団員等を排除することは、他の法令等との並びから過剰な要件と考えます。よって、原案の通りとさせていただきます。
81	16	損害保険について、他損事故に対する賠償責任を記載しているが、捕獲従事者の自損事故に対する損害填補も一定の補償がされるべき。この部分に入れられないとしても、どのような対策がとられているかは、安全管理規程の必須要件となるのではないか。	1	捕獲従事者の自損事故に対する損害填補も、一定の補償については、当然事業者がかけられるべきものであり、当該認定基準は、少なくとも他者への損害を補償する必要があるとして最低限設けた基準です。さらに、実態上、「損害保険会社が損害の填補を約する保険契約」においては、一般的に他損事故だけでなく自損事故に対する損害賠償も対象に含まれていることが多いため、あえて認定の基準に含む必要はないと考えます。よって、原案の通りとさせていただきます。ご意見の趣旨は参考にさせていただきます。



NO	省令番号	意見の概要	意見数	回答
82	16	<p>法第十八条の五第一項第五号の環境省令で定める基準において満たすべき要件中五は削除が適当。本要件の必要性について積極的な理由が見当たらず、鳥獣捕獲等事業の促進に対して障壁となることが懸念される。従事者数の下限を定めるとしても、関係主体の幅広い参画を促進する必要があること、中央環境審議会において意見陳述した現在の先進的捕獲事業者には少人数ながら、効率的・効果的に捕獲実績を挙げている団体が含まれること、少人数でイノシシの捕獲の高い実績を挙げている方々が実際に活躍していること等に鑑み、最小限の2人程度を要件とすべき。また、従事者リストが単なる名寄せや名義貸し、要件適合者の名義重複使用等のおそれもあり、要件として機能しない懸念があるため、従事者数を要件とするのであれば、全国を対象として鳥獣捕獲等事業、事業者、従事者等に関するクリアリングハウスを構築運用し違法・脱法行為を監視すべき。さらに、特に省令見直しの際の重点項目とし、捕獲数、事業者数、従事者数など政策効果判定のために必要な情報を迅速に整備の上、的確な政策評価を行う必要がある。</p>	1	<p>ご指摘を踏まえ、該当部分については「原則として4人以上」「原則として10人以上」とし、個別の実績等から、人数によらず、事業者として効率的・組織的な捕獲が可能となる体制を有していると認められる場合に限っては、当該要件を満たすものとして扱うこととします。</p> <p>なお、当該人数規定の考え方としては、認定鳥獣捕獲等事業者は、都道府県等が発注する捕獲事業を受注し、契約に基づいて、一定の期間、一定の地域で組織的に事業を行うことが求められます。その中で、様々な条件に応じて、求められる捕獲を安全かつ効率的に遂行するため、1グループに狩猟免許を有する捕獲従事者が2人以上配置できる体制が望ましいと考えます。さらに、その捕獲を複数の地域や一定の期間で継続して実施できる体制を有することも求められるため、2人以上のグループを複数有することが望ましく、原則として4人以上の捕獲従事者を確保することのできる体制を有していることが必要と考えて定めたものです。さらに、ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・ヒグマ・ツキノワグマを対象とする装薬銃を用いた事業を実施する場合は、様々な条件に応じて、求められる捕獲を安全かつ効率的に遂行するため、1グループに狩猟免許・銃所持許可を有する捕獲従事者が5人以上配置できる体制が望ましく、さらに、その捕獲を複数の地域や一定の期間で継続して実施できる体制を有することも求められるため、5人以上のグループを複数有することとし、原則として10人以上の捕獲従事者を確保することのできる体制を有していることが必要と考えて定めたものです。</p>
83	16	<p>認定鳥獣捕獲等事業者に対する捕獲従事者の人数要件は、根拠が不明。例えばシャープシューティングによる捕獲を採用する場合、精密射撃が可能な射撃手が1人いれば効率的な捕獲が可能であり、複数名の猟銃所持許可は必要ない。捕獲従事者の人数要件を定めることは有能な事業者の参入を妨げることになりかねないため人数要件は不要である。</p>	1	同上
84	16	<p>事業認定を受けようとする場合、事業主の高い技術が求められるべきで、低い技術者を排除するためにも人数は最小限の人数を記述すべきである。人数さえ集めればできるという誤解を与えかねない。</p>	1	同上
85	16	<p>各要件を満たす捕獲従事者の定数を捕獲手法に応じて最小限の人数で定めるべき。銃猟にあっては10名以上、網猟又はわな猟にあっては4名以上というのは無駄に多く、その根拠が全く不明であり、強く反対する。捕獲の効率は必ずしも人数の多さとは関係せず、国内外の既存の捕獲等事業者は必要最低限の人数で実績を上げている。人数を無意味に多く設定することは、既に、各地で捕獲事業に従事し成果を上げてきている数名規模の事業者を排除することにつながりかねず、本法改正のねらいである新たな捕獲事業者等の確保を妨げることはあまりにも自明。</p> <p>例) 巻猟5名以上、誘引狙撃法、流猟及び忍猟2名以上、くくりわな及び箱わな2名以上、囲いわな4名以上</p>	1	同上

NO	省令番号	意見の概要	意見数	回答
86	16	銃猟による事業では、人数よりも高度な技術を持つ捕獲従事者がいることが重要であり、2名もいれば年間数百頭レベルの捕獲も不可能ではない。また銃器を所持する捕獲従事者の人数を必要以上に多く設定することは、小規模でも高度な技術を持つ事業者の参入を阻害する。銃猟による事業について認定を受ける場合の要件を満たす捕獲従事者を「2名以上」程度とすべき。	1	同上
87	16	網・わな猟・銃猟をする人数を各5名以上有するとすべき。網・わな猟については、総合管理と安全な狩猟を確保するためであり、銃猟については、狩猟者が年々減少傾向にあり、人数確保が困難な場合があると考えられるため。	1	同上
88	16	捕獲従事者の人数について、いずれも「2名以上」に変更すべき。わな猟及び銃猟についても最低2名で効率的な捕獲は可能である。新たな事業者を育成し、業務をアウトソーシングさせるためにも広く事業者を認定すべきであり、都道府県が指定管理鳥獣捕獲事業を発注する際に、必要に応じて「捕獲従事者」の人数を要件に記載すれば良い。	1	同上
89	16	鳥獣捕獲等事業を担うことができる事業者が少ない現状で、制限を高くすべきでなく、わな等を用いた捕獲については、2人以上の従事者がいれば安全かつ効果的な捕獲事業が実施可能なため、「捕獲従事者を、4人以上有すること」「事業従事者を、2人以上有すること」とすべき。	2	同上
90	16	鳥獣捕獲等事業を担うことができる事業者が少ない現状で、制限を高くすべきでなく・銃猟においては、誘引狙撃などの手法を用いれば、2~3人以上の従事者がいれば安全かつ効果的な捕獲事業が実施可能なことから「捕獲従事者を、10人以上有すること」「事業従事者を、3人以上有すること」とすべき。	1	同上
91	16	銃猟においては、誘引狙撃など多様な手法を用いることで、2人以上の従事者がいれば安全かつ効果的な捕獲事業が実施可能であり、少数であっても高度な技術を持つ従事者を有する事業者を排除すべきでないことから、「捕獲従事者を、10人以上有すること」「事業従事者を、2人以上有すること」とすべき。	1	同上
92	16	わな猟による事業の認定を受けようとする場合にあって、わなに掛かった対象動物に止めを刺すために銃を使用する場合の捕獲従事者数等の要件は、銃猟による事業の認定要件より緩和されるべき。	1	捕獲従事者の人数の基準のうち、「原則として10人以上」としたのは、ニホンザル、ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ又はニホンジカを対象とする装薬銃を使用した鳥獣捕獲等事業を実施する場合であり、実質的な事業の猟法としてわな猟を用いる場合であって、止めさしのためだけに銃を用いる場合は、銃猟による捕獲従事者の人数によらず、わな猟として原則4人以上という要件が適用されます。
93	16	指定管理鳥獣をイノシシとニホンジカと定めておきながら、認定鳥獣捕獲等事業者の対象鳥獣をイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ及びヒグマとしているのは、整合性に欠けるので下線部は削除すべき。	1	認定鳥獣捕獲等事業者制度は、それぞれの鳥獣種に対して、安全で効率的な鳥獣の捕獲等を組織的に実施することができる事業を認定する制度であり、その活動は行政や民間事業者等が発注する様々な鳥獣を対象とした、様々な目的の捕獲が想定されます。したがって、その対象種において、指定管理鳥獣に限らず、活動も指定管理鳥獣捕獲等事業に限定されるものではありません。よって、原案の通りとさせていただきます。

NO	省令 番号	意見の概要	意見数	回答
94	16	「一時的に当該人数の要件を満たすことができなくなった場合」という表現は曖昧なので、明確にすべき	1	ご意見の趣旨も踏まえ、該当部分については「原則として4人以上」「原則として10人以上」とし、個別の実績等から、人数によらず、事業者として効率的・組織的な捕獲が可能となる体制を有していると認められる場合とします。なお、捕獲従事者の傷病や移籍等によって人数が減少する場合については、「変更後も捕獲従事者の数が基準に適合することが明らかなもの」については、変更の認定申請は不要であり、届出で良いこととしました。
95	18	「2割以内の減少」が前記 P8L28～L29と整合しないのではないか。、2割以内の減少は、一時的ではなく、永久に可能となるため、修正すべき。	1	ご意見の趣旨も踏まえ、変更の認定を要しない軽微な変更としての捕獲従事者の減少については、「変更後も捕獲従事者の数が基準に適合することが明らかなもの」とします。
96	20	居住集合地域等で麻醉銃猟を行う際、とくに住民への危害防止と対象鳥獣の的確な捕獲を両立させる必要があり、麻醉銃による野生鳥獣捕獲実績のある申請者に許可を与えることが望ましいため、申請書に掲載する項目として、「申請者の麻醉銃による野生鳥獣捕獲実績」を追加すべき。	1	住居集合地域等における麻醉銃猟を行う際に、実施者が麻醉銃による鳥獣の捕獲実績を有しているかどうか許可の条件になっているわけではないため、全ての申請者に記載させる事項として規定することは適当ではないと考えます。なお、都道府県知事は必要と認める書類を提出させることができるため、申請する麻醉銃猟の対象鳥獣や場所などの条件に応じて、申請者の捕獲実績を確認することは可能です。
97	20	住居集合地域等における麻醉銃猟を行う場合、愛護動物などが錯誤による害を被る可能性があるため、「錯誤捕獲個体についての適正な対処方」を加えるべき。	1	住居集合地域等における麻醉銃猟を行う場合、被害を与えている個体を特定し、捕獲時に周囲の地域住民や動物に危害が及ばないように、厳格な体制のもと慎重に実施することが必要であり、錯誤捕獲が発生することをあらかじめ想定することは適当とは考えていません。よって、原案の通りとさせていただきます。
98	21	「申請書に申請者の本籍を記載する」とあるが、不要ではないか。本籍の記載の確認の事務は煩雑であり、時代の流れとしても本籍地は記載しないようになっており、行政として必要な場合のみ本籍地を調べればよい。むしろ、「現在、住所、氏名、生年月日等を記載しているが、その内容を公的書類等で確認するような記載が必要なのではないか。	3	法律違反をした者の犯歴情報を円滑に把握するために必要な本籍情報を求めることを考えておりました。しかし、ご意見の趣旨も踏まえ、狩猟者全員一律に本籍情報を求めるのではなく、犯歴情報の把握が必要な者に限って求めるという対応とすることし、本籍の記載を求める規定については追加しないこととしました。
99	24	省令の見直しに関わる検討は省令の施行後3年以内とし、この省令の規定1「指定管理鳥獣」、及び20「住居集合地域等における麻醉銃猟の許可の申請等」をも検討事項に加える。	1	省令の見直しに係る検討に関する規定は、指定管理鳥獣捕獲等事業及び認定鳥獣捕獲等事業制度について、それぞれの実施状況・運用状況を踏まえ、必要な検討を加えるものであり、その時期については「おおむね3年以内」とすることで十分であると考えます。また、指定管理鳥獣そのものの指定については、時限を定めず、鳥獣の生息状況や被害状況を踏まえ、適宜検討がなされるべきものと考えます。さらに、住居集合地域等における麻醉銃猟の許可の申請に係る規定については、主に申請の手続きを定めたものであり、時限を定めて検討されるべき対象ではないと考えます。よって、原案の通りとさせていただきます。
100	全体	自然体系を維持していく法案自体になんら問題は無いと思うが、銃殺捕獲も伴う訳であり銃器を扱える元兵員を森林レンジャーとして従事させ確実に対処させるべき。	1	狩猟免許所持者が減少し、高齢化している現状を受け、今後、安全で効率的な鳥獣の捕獲等を組織的に実施することができる事業者を確保していくことが重要と考え、法改正がなされたものです。

NO	省令番号	意見の概要	意見数	回答
101	認定	<p>10.鳥獣捕獲等事業の認証の申請 十のイ・ロ・ハに記載されている「安全管理講習」「技能知識講習」「夜間銃猟安全管理講習」の内容が統一されていないと、個々の法人での主催で異なってしまう。又、講師は環境省の鳥獣保護管理プランナー・鳥獣保護管理捕獲コーディネーター・鳥獣保護管理調査コーディネーターとリンクする等の方向性を取っていただきたい。鳥獣保護管理プランナー・鳥獣保護管理捕獲コーディネーター・鳥獣保護管理調査コーディネーターを集めて「安全管理講習」「技能知識講習」「夜間銃猟安全管理講習」の資料検討を行うのも良いのではないかと。</p>	1	<p>各講習については、環境省が有識者や専門家等の意見を踏まえてテキストや適切な講師の選定方法を含む講習実施要領を作成し、それを踏まえて実施することとしています。個々の法人が主催する講習であっても、内容にばらつきが生じないように、講師養成講習を実施する予定です。</p>
102	認定	<p>安全講習、技能知識講習、夜間銃猟安全管理講習はだれが実施するのか明確にすべき。</p>	1	<p>「安全管理講習」及び「技能知識講習」については、必要な講習事項や講習時間を規定しているものの、その実施者については限定していません。平成27年度は、環境省も講習会を実施する予定ですが、環境省が作成する予定の講習テキストに相当する教材等を用いて、講習実施要領に従って適切な講師を選定し、環境省以外が実施する講習についても、個別にその内容が適切かつ十分であると認められる場合には、要件を満たすものとしています。</p> <p>一方、「夜間銃猟安全管理講習」については、求められる知識が専門的かつ重要であることに鑑み、当面の間は、環境省が実施する講習会に限定することを予定しており、制度の運用の中で、講習の修了証により、その講習を修了していることを確認することを想定しています。よって、原案の通りとさせていただきます。</p>
103	認定	<p>指定管理鳥獣捕獲等事業において、認定を受けようとする事業者が自ら行う講習では、安全管理、効果的な捕獲等の管理事業、それらの科学的な検証が担保されない。都道府県が認定する際に必要な要件として、管理責任者と従事者が取得すべき資格制度を設けることが重要である。また、事業管理責任者と事業従事者が受ける「安全管理講習」「技能知識講習」「夜間銃猟安全管理講習」については、都道府県(あるいは都道府県が認める外部の機関)が実施し、その評価を行う制度とすべきである。</p>	3	<p>「夜間銃猟安全管理講習」については、求められる知識が専門的かつ重要であることに鑑み、当面の間は、環境省が実施する講習会に限定することを予定しており、制度の運用の中で、講習の修了証により、その講習を修了していることを確認することを想定しています。一方、「安全管理講習」及び「技能知識講習」については、必要な講習事項や講習時間を規定しているものの、その実施者については限定していません。平成27年度は、環境省も講習会を実施する予定ですが、環境省が作成する予定の講習テキストに相当する教材等を用いて、講習実施要領に従って適切な講師を選定し、環境省以外が実施する講習についても、個別にその内容が適切かつ十分であると認められる場合には、要件を満たすものとしています。また、事業管理責任者と従事者が取得すべき資格制度については、国が法律等で規定する事項としては考えておりません。ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。</p>